



青森市バリアフリー推進整備計画

(青森市交通バリアフリー基本構想)



まちとこころのバリアフリー



平成15年9月
青森市





はじめに

青森市では、今後急増する高齢者及び障害者の社会参加の促進に対応するための基盤づくりの必要性・緊急性を踏まえ、バリアフリー化の現状とその課題等の把握と対応策等について早急な検討を実施し、バリアフリー社会の実現を促進するために「青森市バリアフリー推進整備計画」を策定しました。



対応すべき方向性

青森市を取りまくバリアフリーの現状を踏まえた対応すべき方向性

アンケートの実施結果や点検結果を踏まえ、青森市が抱えるバリアフリーの問題点を整理してみました。

「バリアフリーのまちづくりを進める上でも、市民の社会参加を可能にする生活空間のバリアフリー化が求められています。」

「克雪や利雪のまちづくり、雪につよいまちづくりなど四季を通じた安全で快適な歩行空間の確保が求められています。」

「すべての人にやさしいまちづくりや施設づくりなど、誰にも使いやすいデザインが求められています。」

「『街ぐらし』や『街で楽しむこと』、『街中をめぐる』ことを支援するために歩行空間のバリアフリー化は、必要不可欠な要素です。」

「まちづくりのハード面の重要性だけでなく、ソフト面の取組みとして心(ハート)のバリアフリー化の重要性を示しています。」

「価値観の変化に対応するために、市民の参加欲を活かしたまちづくりを進めるとともに様々な組織が連携できる体制づくりが求められています。」



基本理念

基本理念を「四季を通して誰にでもあずましく思いやりのある安全、安心、快適なまちの形成」と定め、青森市のバリアフリー化を進めていきます。

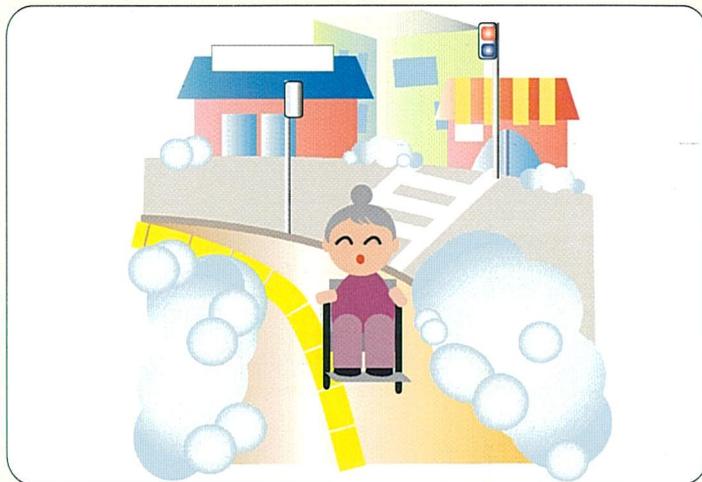


バリアフリーの6つの目標

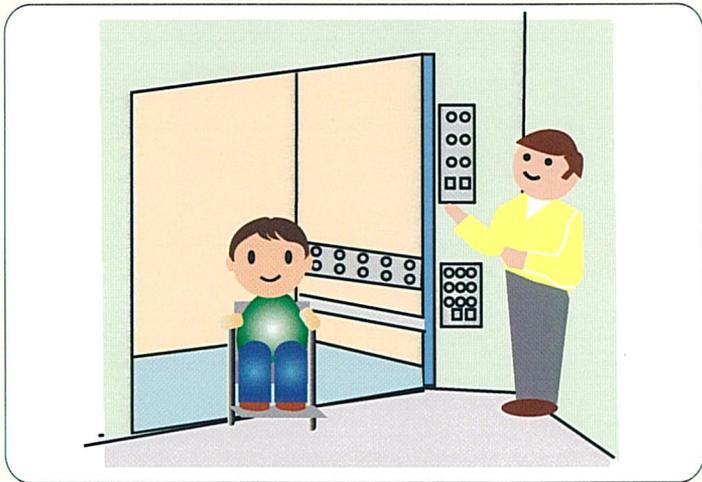
①. 「社会参加の支援と促進」



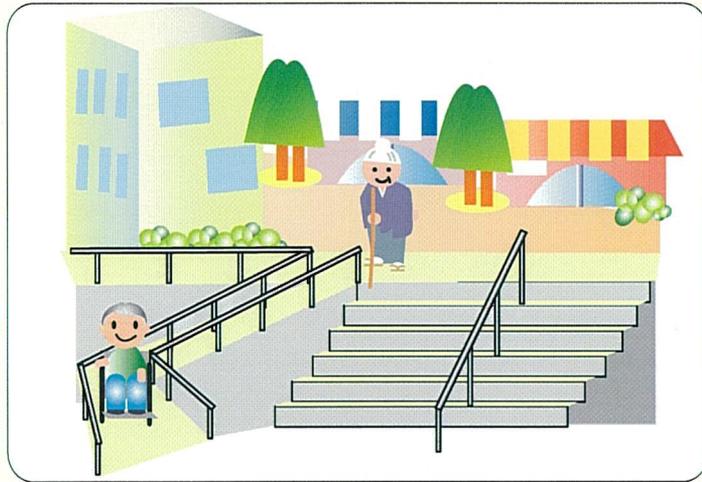
②. 「冬期のバリアフリー化」



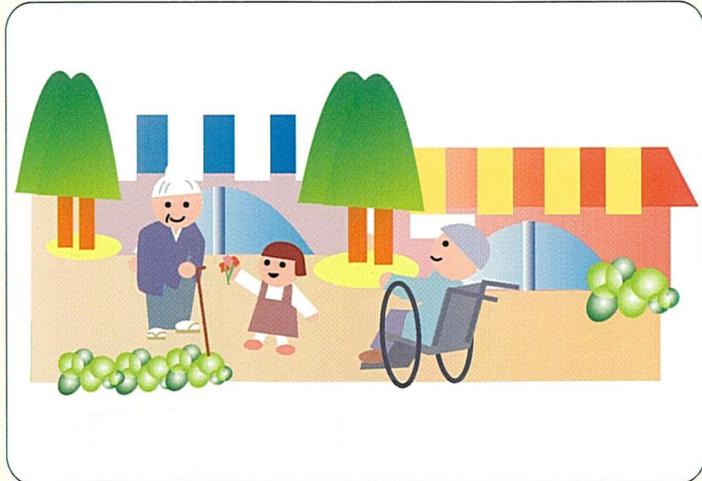
③. 「使いやすい施設やものづくり」



④. 「快適な中心市街地の形成の支援」



⑤. 「心の中のバリアを除く」



⑥. 「市民と行政、行政間等との連携と協働」





青森市の取り組み

《基本目標》

①社会参加の
支援と促進

②冬期の
バリアフリー化

③使いやすい
施設や
ものづくり

④快適な中心
市街地の形成

⑤心の中の
バリアを除く

⑥市民と行政、
行政間等との
連携と協働

《基本方針》

安心して出かけることのできる
移動環境づくりをめざす

四季を通じて快適に出かけるこ
とのできる雪に強い都市づくり
をめざす

すべての人にやさしい施設や
ものづくりをめざす

すべての人に快適な中心市街地
づくりをめざす

健やかであたたかい地域社会
づくりをめざす

連携と協働により市民と行政、
行政間等が一体的に取り組むま
ちづくりをめざす

「四季を通して誰にでもあずましく思いやりのある安全、安心、快適なまちの形成」

■バリアフリーの基本理念



重点的にバリアフリーを推進する地区



ステップ1 重点整備地区

- ・バス利用実態を考慮し、利用者の多いバス停周辺地区を設定
- ・利用者の多い旅客施設を中心とした周辺地区を設定（交通バリアフリー法の考え方に基づく）

ステップ2 周辺重点整備地区

- ・重点整備地区の周辺において、福祉施設等の立地が多い地区を設定

ステップ3 その他整備エリア

- ・周辺の整備地区以外でバリアフリー化の必要性が高い福祉施設等の周辺を必要に応じて整備地域に設定し整備
- ・緊急性の高い整備地区



バリアフリー整備を推進する経路

特定経路

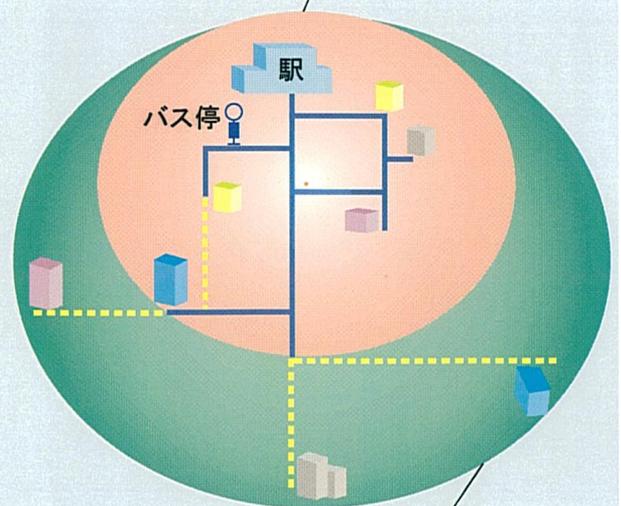
- ・この経路は、交通バリアフリー法に基づき、平成22年までの整備を目指します。
- ・古川バス停や青森駅などの交通拠点から高齢者・障害者等の移動制約者が日常生活及び社会生活に必要な施設までを連絡する主要な移動経路を「特定経路」と呼び、重点的にバリアフリー化を図ることとします。
- ・特定経路の設定にあたっては、具体的に以下の点を考慮しながら、重点整備地区内にある経路からのみ設定しました。

- ・青森駅及び古川バス停を中心としたエリア内で利用ニーズの高い主要施設までをつなぐこと
- ・すべての人々にとって安全性・快適性を向上させるネットワークであること
- ・道路以外の通路（広場）とも連携すること
- ・歩行者交通量が多い経路であること
- ・他の事業計画、面的整備等の整合を図ること

準特定経路

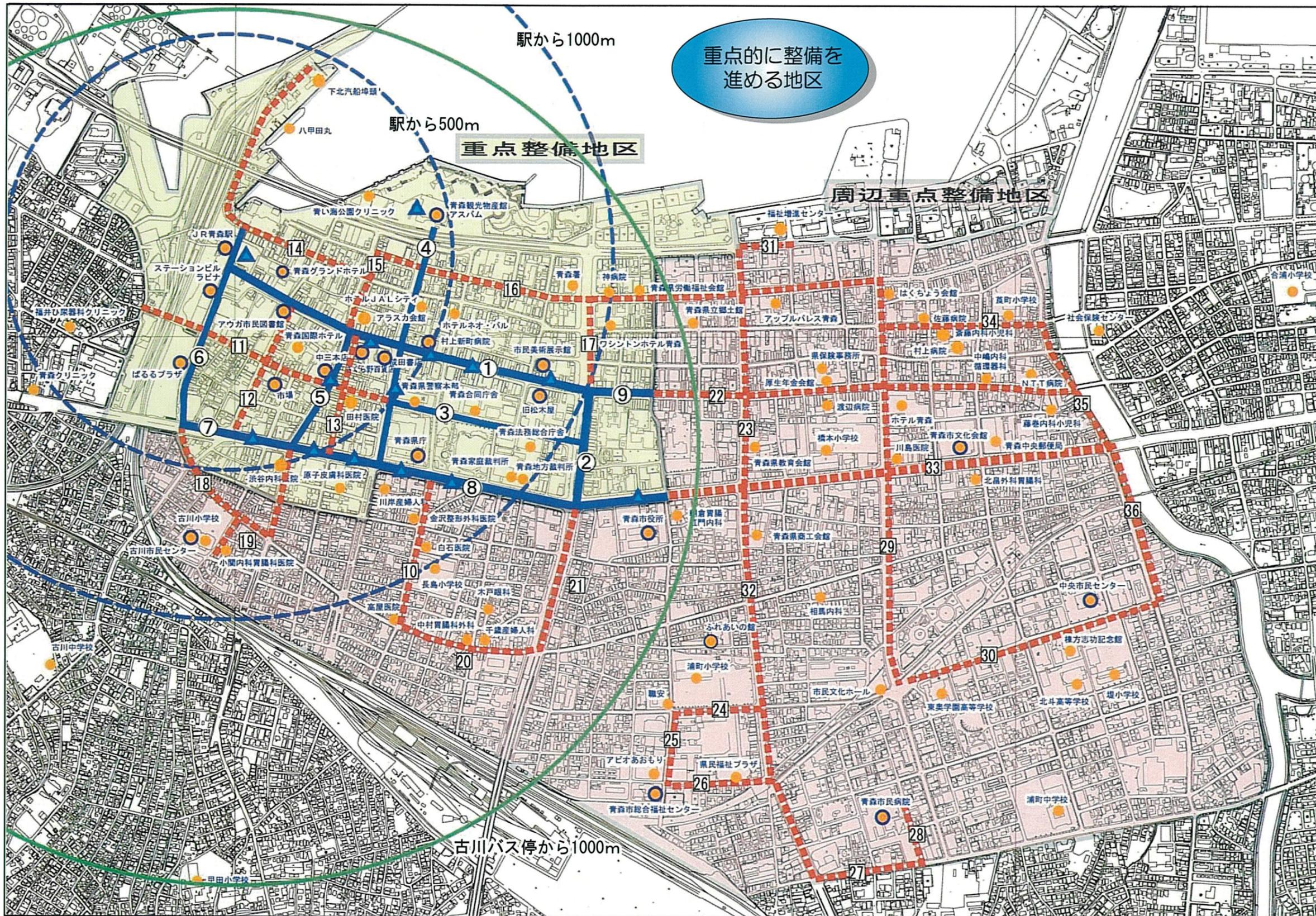
- ※「準特定経路」
高齢者や障害者の利用頻度が高い施設周辺の経路について特定経路に準じた整備を進めることが望ましい路線として位置付けた路線です。

重点整備地区



周辺重点整備地区

●すべての市民で考える「まちとこころのバリアフリー」



番号	特定経路 路線名	区間延長(m)
①	青森停車場線	900
②	青森港線	270
③	図書館通り西田沢線	500
④	八甲通り線等	700
⑤	荒川青森停車場線	300
⑥	山の手通り線	550
⑦	国道7号	720
⑧	国道4号	560
⑨	うとう橋通り線	170

番号	準特定経路 路線名	区間延長(m)
10	安方長島通り線	370
11	新町古川通り線	500
12	安方古川通り線	360
13	古川長島通り線	300
14	青柳橋通り線	330
15	荒川青森停車場線	200
16	石森橋通り線	1,300
17	青森港線	260
18	山の手通り線	390
19	古川三丁目10号線	120
20	山の手通り線	180
21	荒川青森停車場線	360
22	うとう橋通り線	1,100
23	十和田通り線	610
24	中央橋本通り線	220
25	本町中央通り線	170
26	中央3丁目5号線	250
27	勝田松原5号線	270
28	勝田1丁目4号線	150
29	平和公園通り線	1,050
30	勝田松原3号線	690
31	臨海道路3号線	140
32	一般国道103号	970
33	国道4号	1,130
34	青柳通り線	400
35	堤川西通り線	350
36	青森浪岡線	390

凡 例

- 特定経路
- 準特定経路
- 主要施設
- ▲ バス停
- 駅からの距離
- 古川バス停からの距離
- 重点整備地区
- 周辺重点整備地区



こんなことを進めていきます！

公共交通に関すること

- バリアフリー車両の導入やバリアフリー車両の運行を分かりやすくします。
- バス停環境の向上により、快適な待ち空間の整備を図ります。
- 駅前バスターミナルの環境を向上し、より快適な乗り継ぎ空間の整備を図ります。
- 駅舎内の情報案内の充実を図ります。
- 施設出入口の改善を図ります。

道路に関すること

- 道路形状の改善を図ります。
- 誘導施設の新設・改良を図ります。
- 路上障害物の撤去を図ります。
- バス事業者と調整を図りながら、バス停周辺の改善を図ります。

各特定事業の整備方針を明らかにし、具体的な計画を立て、達成すべきバリアフリー化の目標値を設定します。

各特定事業計画は、利用者の視点にたった整備の必要性、効率的な事業の必要性を踏まえることが大切なことから、当事者や関係機関の意見を反映し、策定することとします。

Plan

■特定事業計画の策定

公共交通特定事業、道路特定事業
交通安全特定事業、その他の事業

Action

■協議会等

全体の計画を点検し、その結果をもとに新たな達成目標や問題解決に向けた手段を見直します。

市民、青森市、関係機関

Do

■特定事業の施工実施

各特定事業計画で設定した適切なスケジュールのもと、バリアフリー事業を実施していきます。

バリアフリー化

Check

■特定事業の施工確認

作業状況、品質状況の確認

利用しやすい事業が実施されているか当事者の視点で確認します。

交通安全に関すること

- 交差点部の安全対策を図ります。
- 標識標示の整備や取締り等の対策を図ります

その他 バリアフリーに関すること

- 駅前広場内の歩行の安全性向上を図ります。
- 鉄道、バス、タクシー、自家用車等の交通手段の乗り換えの安全性・利便性向上を図ります。
- 沿道施設との円滑な出入りを確保します。

継続的なバリアフリー推進活動イメージ

お問い合わせ

青森市都市整備部 都市政策課

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

TEL. 017-734-1111 (内線4513番) FAX. 017-723-7570